

四万十町議会告示第2号

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月13日

四万十町議会議長 味 元 和 義

1. 日 時 令和5年9月15日（金）午前9時30分
2. 場 所 四万十町議会議事堂（四万十町役場東庁舎3階）
3. 事件名 四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例について
4. 意見を述べる者 請求代表者1人
5. 意見を述べる時間 15分以内（意見を述べる者の合計時間）